

令和8年度第一回 越谷市スポーツ推進審議会

日 時 令和8年8月24日（月）
午後3時から

会 場 越谷市役所第二庁舎3階
教育委員会室

次 第

1 開 会

2 自己紹介

3 会長、副会長の選出

4 報告事項

- （1）令和7年度越谷市立体育館、屋外体育施設、市民プールの利用状況について
- （2）越谷市立体育館、屋外体育施設、市民プールの使用料見直しについて

5 そ の 他

6 閉 会

越谷市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：令和8年8月1日～令和10年7月31日

敬称略

	氏 名	選 出 母 体	選出区分	通算任期
1	佐 藤 正 伸	学 識 (文教大学教育学部教授)	1号委員	5期
2	村 田 健 児	学 識 (埼玉県立大学保健医療福祉学部准教授)	1号委員	1期
3	田 島 寧 子	学 識 (シドニー五輪競泳銀メダリスト)	1号委員	3期
4	小笠原 圭 一	小 学 校 長 会 (西方小学校長)	2号委員	2期
5	上 野 雅 祥	中 学 校 長 会 (千間台中学校長)	2号委員	2期
6	山 元 雄 二	市 長 部 局 部 長 (福祉部長)	2号委員	1期
7	阿 部 伸 也	市 長 部 局 部 長 (都市整備部長)	2号委員	2期
8	高 橋 恭 子	ス ポ ー ツ 協 会	3号委員	2期
9	山 本 幸 子	レクリエーション協会	3号委員	1期
10	田 中 由香里	スポーツ・レクリエーション推進協議会	3号委員	1期
11	山 口 さゆり	スポーツ推進委員連絡協議会	3号委員	1期
12	関 根 久 治	自 治 会 連 合 会	3号委員	3期
13	菊 島 智代子	ス ポ ー ツ 少 年 団	3号委員	1期
14	小 岩 桂 子	生涯スポーツ講座	3号委員	2期
15	原 悠 樹	公 募	4号委員	1期
16	栗 原 まゆみ	公 募	4号委員	1期
17	中 野 利 恵	公 募	4号委員	2期
18	中 嶋 文 明	公 募	4号委員	1期

3 会長、副会長の選出

会 長 _____ 委員

副会長 _____ 委員

4 報告事項

(1) 令和7年度越谷市立体育館、屋外体育施設、市民プールの利用状況について
[別冊資料1 参照]

(2) 越谷市立体育館、屋外体育施設、市民プールの使用料見直しについて
[別冊資料2 参照]

5 その他

○越谷市スポーツ推進審議会条例

昭和 4 6 年 7 月 1 日

条例第 2 4 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）第 3 1 条の規定に基づき、越谷市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、スポーツ推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) スポーツの推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備及び運営に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) スポーツの健康増進効果の調査及び研究に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、1 8 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツ関係団体等の代表者
- (4) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることは妨げない。ただし、そ

の職にあるために委員となつた者の任期は、その在職期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民協働部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、改正後の第3条の規定により新たに任命された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成18年

7月31日までとする。

附 則（平成23年条例第16号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市スポーツ推進委員設置条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市スポーツ推進審議会条例の規定は、平成23年8月24日から適用する。

（越谷市スポーツ推進審議会委員に関する経過措置）

- 3 この条例の適用の際現に第2条の規定による改正前の越谷市スポーツ振興審議会条例の規定により任命されている越谷市スポーツ振興審議会委員は、第2条の規定による改正後の越谷市スポーツ推進審議会条例の規定により任命された越谷市スポーツ推進審議会委員とみなす。

附 則（令和7年条例第35号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（越谷市スポーツ推進審議会委員に関する経過措置）

- 10 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の越谷市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定により越谷市教育委員会に任命されている越谷市スポーツ推進審議会委員は、前項の規定による改正後の越谷市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定により市長に委嘱され、又は任命された越谷市スポーツ推進審議会委員とみなす。

× 毛

Handwriting practice lines consisting of multiple horizontal dotted lines.